６　５の規定に基づいて日本国への入国及び日本国における一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本国政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

７　この表の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

付録Ⅳ　日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限（注）

注　分野又は小分野ごとに記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのＷＴＯ文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及びＣＰＣによる。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。個別のＣＰＣ番号に付された「＊＊」は、当該番号に係る特定の約束が当該番号の対象となる全てのサービスには及ばないことを表す。この分野又は小分野に係る表は、日本国の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）における在留資格の区分に従ったものである。

分野又は小分野	制限
附属書Ⅳの日本国の表1(c)に規定する法律サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(d)に規定する法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(e)に規定する会計、監査及び簿記のサービス（ＣＰＣ八六二＊＊）	制限しない。
附属書Ⅳの日本国の表1(f)に規定する税務サービス（ＣＰＣ八六三＊＊）	制限しない。
建築サービス（ＣＰＣ八六七一）	制限しない。
エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）	制限しない。
総合エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七三）	制限しない。
都市計画サービス及び景観設計サービス（ＣＰＣ八六七四）	制限しない。
電子計算機サービス及び関連のサービス（ＣＰＣ八四）	制限しない。
自然科学及びエンジニアリングの研究及び実験開発のサービス（ＣＰＣ八五一〇）	制限しない。
社会科学及び人文科学の研究及び実験開発のサービス（ＣＰＣ八五二〇）	制限しない。
学際的な研究及び実験開発のサービス（ＣＰＣ八五三〇）	制限しない。
広告を掲載する場所又は広告する時間の販売又は賃貸のサービス（ＣＰＣ八七一一）	制限しない。
広告の計画、制作及び掲載のサービス（ＣＰＣ八七一二）	制限しない。
その他の広告サービス（ＣＰＣ八七一九）	制限しない。
市場調査及び世論調査のサービス（ＣＰＣ八六四〇）	制限しない。
経営相談サービス（ＣＰＣ八六五〇）	制限しない。
経営相談に関連するサービス（ＣＰＣ八六六〇）	制限しない。
技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六）	制限しない。
エンジニアリングに関連する科学及び技術に係る相談サービス（ＣＰＣ八六七五）	制限しない。
機器（船舶、航空機その他の運送機器を除く。）の保守及び修理（ＣＰＣ六三三、八八六一―八八六六）	制限しない。
貿易見本市及び展覧会の開催に係るサービス（ＣＰＣ八七九〇九＊＊）	制限しない。
翻訳及び通訳のサービス（ＣＰＣ八七九〇五）	制限しない。
専門デザイン・サービス（ＣＰＣ八七九〇七）	制限しない。
ラジオ及びテレビの放送サービス（ＣＰＣ七五二四＊）	「興行」の在留資格に基づいて認められる活動については、含まない。
建築物に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一二）	制限しない。
土木に係る総合建設工事（ＣＰＣ五一三）	制限しない。
設置及び組立工事（ＣＰＣ五一四、五一六）	制限しない。
建築物の仕上工事（ＣＰＣ五一七）	制限しない。
その他の建設に関連するサービス 建設用地における建設の準備のための作業（ＣＰＣ五一一） 特殊な建設工事（ＣＰＣ五一五） 建築物の建設若しくは解体のための設備又は土木工事のための設備の賃貸サービス（運転者を伴うもの）（ＣＰＣ五一八）	制限しない。